



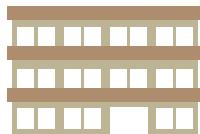
賃貸住宅の入居・退去における
注意点 p 1~3

原野商法の二次被害に
ご注意! p 4

編集・発行 板橋区消費者センター



賃貸住宅の 入居・退去における注意点



～契約・入居から退去・原状回復まで 知っておきたいこと～

TM不動産トラブル研究所 代表 村川隆生

入学、入社等で賃貸住宅を借りて新しい生活を出発する人、卒業、転勤等で賃貸住宅を退去する人などで3月、4月は賃貸住宅の入れ替わりが一年で一番多くなりますが、契約のとき、退去のとき、それぞれでトラブルが生じることがあります。トラブルを生じさせないために注意すること、トラブルが生じたときの解決に必要な法律その他の基本的な考え方を知っておきましょう。

物件探しから契約(入居)、退去までの一般的な流れ



契約に際しての約束事は書面で

*賃貸住宅を借りる場合、仲介業者(取引を仲介する不動産業者のこと)を通して契約することがほとんどですが、④の重要事項説明は仲介業者に義務付けられた説明です。

1 物件探しから入居申込までの注意点

賃貸住宅を探すときにインターネットで探すことが多いと思いますが、公開された写真等だけの情報で判断せずに実際に見て確認することが何より大事です。物件の状況、周辺環境、駅までの距離、利便施設を自分の足と目でしっかり確認します。見ないで契約したことがトラブルの原因であることが少なくありません。3月は前入居者が退去前で部屋の内部を確認できない物件も少なくありませんが、そのような物件の場合は、気に入ったとしても



実際に見て確認することが大事

入居申込だけをしておき、前入居者が退去後に部屋を確認して契約をするようにします。しかし、それまで契約を待ってもらえないときは、重要事項説明の内容をしっかりチェックし、入居時の部屋の清掃等の必要な条件を取り決めておきます。契約に際しての約束事は必ず書面にしてもらい、口約束で済ませないことが大事です。

2 入居申込のキャンセルと申込金の返金トラブルに注意

入居申込の際に申込金を仲介業者に支払うことがあります。申込をキャンセルしたときに申込金の返金をめぐりトラブルになることがあります。宅建業者（不動産業者）が守らなければならない法律である宅地建物取引業法は、仲介業者に対し、申込のキャンセルを受けたときに申込金の返金を拒むことを禁止しています。いかなる理由があっても返さなければならないとしていますので、申込金は、申込をキャンセルしたときは返してもらえるお金であることを知っておいてください。

3 重要事項説明は”契約の判断”をするための大変な説明

契約してもよい賃貸住宅かどうかを判断するために必要な情報を記載した書面が「重要事項説明書」です。宅地建物取引業法は、仲介業者に対し、契約をする前までに重要事項説明書を交付して説明することを義務付けています。重要事項説明書には、①設備の整備状況などの「建物に直接関係する事項」、②契約の解除や敷金の精算に関する事項などの「取引条件に関する事項」が必要最低限の事項として記載されます。また、③その他過去に生じた事故・事件などの「契約の判断に重要な影響を及ぼす事項」を仲介業者が知っている場合には、そのことも説明することを義務付けています。



重要事項説明は契約をするかどうかを判断するための重要なものですので、しっかりと聞いて、不明な点は質問して確認しておくことが大事です。

4 借主に不利な特約と契約の判断

契約書に借主に不利な特約がある場合、契約条件について交渉することができます。

しかし、貸主が条件変更に応じることは少ないので現実です。条件変更に応じないことが不当とはいえませんが、借主に著しく過度な負担を求めるなどの不当といえる特約のある賃貸物件は、入居期間中、退去時にトラブルが生じる可能性が高いともいえますので、契約をするか否かの判断は慎重に行うことが必要です。

5 契約を解約するときは解約特約に注意

契約書には、借主が契約を解約するときには、「解約日の1か月前（2カ月前の場合もあります）までに通知する」旨の解約特約が定められているのが通常です。解約するときには、定められた期日前までに通知することを忘れないように注意します。通知を忘れると通知期間に応じた賃料相当分を支払うことになります。解約時期により解約（違約）金が発生する特約があることもありますので、契約書をよく確認しておきます。

6 「原状回復ガイドライン」の考え方を知っておく

契約期間満了や解約等により契約が終了すると、借主には、契約期間中に生じた傷、汚れ、壊れたものがあるときには修復して、付属させたものがあるときには撤去して、元の状態に戻さなければならない義務（「原状回復義務」）があります。借主の原状回復（修復）費用の負担をめぐり、貸主・借主間でトラブルが多く発生しています。

国は、この原状回復をめぐるトラブルを未然に防止するために、「原状回復ガイドライン」（正式名称は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」）を公表しています。ガイドラインは法律ではありませんが、現時点において妥当と考えられる借主負担となる原状回復費用の算定の考え方を示したものです。ガイドラインの考え方を勉強しておき、納得できない原状回復（修復）費用を請求されたときには、このガイドラインの考え方に基づいて自分（借主）の負担となる金額を算出してみましょう。そのうえで負担金額について話し合います。なお、当事者間の話し合いで決められない場合の最終解決方法は裁判になります（敷金の返還請求を「少額訴訟制度」を利用して行うと安い費用で迅速に解決できます）。

* 原状回復ガイドラインは、国土交通省のホームページで見ることができます。書籍版は（一財）不動産適正取引推進機構のホームページ内「出版物のご案内」で紹介しています。<http://www.retio.or.jp>



原状回復ガイドラインの基本的な考え方

貸主負担となるもの

- 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化・自然損耗）
(畳・クロス・床材等の日照などによる変色、設備機器の経年劣化による故障等)
- 借主の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）
(電気製品による電気やけ、家具の設置跡等)

借主負担となるもの

- 借主の故意・過失、善管注意義務違反、通常の使用を超えるような使用による損耗等
(借主の不注意、不適切な手入れ・用法違反等によるキズ、汚れ、破損等)

借主に原状回復義務がある場合の原状回復費用の借主負担割合

内装材や設備等の経過年数（新品の時からの年数）に応じて借主の負担割合を減少させ、耐用年数経過時点で残存価値を1円として借主の負担金額を算定する。
ただし、耐用年数経過後の設備等であっても費用負担が必要になることがあります。

7 困ったときは

トラブルで困ったときは、お住まいのある消費者センター等の相談窓口に相談してみましょう。電話で相談するときは書類等を手元において質問に答えられるようにしておきます。内容によっては、他の専門機関をご案内することができます。



